

第五十一回 参議院科学技術振興対策特別委員会会議録第五号

昭和四十一年四月十四日(木曜日)

午後一時十二分開会

出席者は左のとおり。

委員長 秋山 長造君
理事 鹿島 俊雄君
源田 実君
戸田 菊雄君
森 元治郎君

委員 石井 桂君
笹森 順造君
中村喜四郎君
平島 敏夫君
船田 譲君
宮崎 正雄君
伊藤 顯道君
光村 基助君
矢追 秀彦君
向井 長年君

国務大臣 上原 正吉君

政府委員 科学技術庁長官 小林 貞雄君
官房長 村田 浩君
科学技術庁原子力局長

事務局側 常任委員会専門員 小田橋貞寿君

本日の会議に付した案件
○核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(秋山長造君) ただいまから科学技術振興対策特別委員会を開会いたします。

核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案に御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○森元治郎君 私、専門家でないので、ひとつわかるような御答弁を願います。だんだん専門家になります、ちよつと時間をかしてもらいたい。ただいま議題となったこの臨時措置法ですね。これの提案理由の説明に関連して主として質問します。

この中に出てくることばのことなんですが、核原料物質開発の促進、物質開発の促進、というのと、核燃料資源の開発、資源の開発、——まあ、リソースというのですか、資源はね、物質は、マターとかサブスタンスとか言うのでしようが、どういう意味なんですか。

○政府委員(村田浩君) ただいまの御質問の、核原料物質と、それから核燃料資源といいますが、核資源といいますが、の関係でございますが、法律上は「核原料物質」ということに統一してございます。で、この臨時措置法におきましては、「ウラン鉱及びトリウム鉱をいう」ということになっております。

核燃料資源とか、あるいは核資源とかいいますのは、もちろんやはりウラン、トリウムでございますが、一般的に、より広い意味で申します場合に核燃料資源、いわゆる資源論の立場に立ちましたときに、そういうことばを使っておるものでございませう。

○森元治郎君 やはり、その二つの、ウランとトリウムということになる。これは法律ですから……提案理由の説明にあった場合には、やはり常識のものとまじってしまふ。しろうとのわれ

われは、間違えやすいですな。だから問題は、先ほどあげられたウランとトリウム、物質開発、こういうふうな理解してよろしいんですね。

○政府委員(村田浩君) そのとおりであります。

○森元治郎君 この地質調査所というのは、ウラン資源を、このことばで言う、調査して、そして原子燃料公社が精査をする、こういう分担がある。日本の三分の二に相当する二十万平方キロというのを概査をした。残りの三分の一は、これはどういふことになるんですか。

○政府委員(村田浩君) ウラン鉱あるいはトリウム鉱の概査をいたしますということは、放射線の測定機器を使いまして、そして放射能異常がある土地を調べるわけでございますが、それには、一応、放射能を持つような鉱物というものを地質学的に見まして、国内における地質の状況等から判断して、そういう可能性が幾らかでも考えられる所を地質調査所で調べていただきましたところ、これが大体二十万平方キロにわたる所である。もちろん、その場所場所で違ふわけでございますが、そういうことでございまして、ちょうど十年ほど前に、この二十万平方キロを対象として概査の十年計画を立てていただきました。そして今日までその計画に従って概査をやっていた、こういうことでございませう。概査のやり方としましては、放射線の測定器を載せました車を走らせる、あるいは一時は飛行機に計器を積みまして上空を飛びまして調べる、こういうことを行なつてまいりましたわけでありませう。

○森元治郎君 その残りの三分の一はどういふふうになつておるのですかと伺つたのですが……

○政府委員(村田浩君) 残る三分の一のほうは、地質学的に見て放射線異常があり得る可能性が非常に乏しいと見られておる地質構造でございますので、それについては概査を行なない、こういう

ことでございませう。

○森元治郎君 この法律は十年で廃止するとなつてゐるのを、今度また十年延ばして、そうして十年後に効力を失う、失効する、こうなつておるわけですね。十年間で四十万トンのウラン鉱量を把握した。あと十年すれば二十万トンぐらゐは把握できるだろう——これは努力のしかたにもよりますが、前の十年で四十万トン、あと今度二十万トン、たいへん多いですね。これは、どういふ見通しがあつて違ふのか。普通ならば、初めに二十万トン、あと、なお努力すれば四十万トンがあるだろうというのが常識的なことなんです、どうなんですか。

○政府委員(村田浩君) この核原料物質の探鉱につきましては、ただいまお話がありましたように、まず地質調査所に概査というものをやつてもらひまして、放射線の異常地区を見つけていくわけでございますが、二十万平方キロを対象としてやりました結果、放射線の異常の感ぜられた面積が一万六千平方キロあつたわけでございます。この一萬六千平方キロに対して今度は原子燃料公社が精査を行なう、このことを今日までやつてまいりまして、一萬六千平方キロのうち二千五百平方キロを今日まで精査を完了いたしました。その結果、鉱量を推定いたしましたものが、天然ウランに換算しまして四千トン、こういうことでございませう。鉱量を推定いたしますのには、概査だけではもちろん不十分でございます、精査を行なつて初めて鉱量が推定できる、こういうことでございませう。したがいまして、一萬六千平方キロのうち残り一萬三千五百平方キロは、これから精査を行なう。この精査を、今後十年間延長いたしたい、やらせていただきたい。そういたしますと、大体その一萬三千五百平方キロの中で約二十万トン相当のウランが見つけられることが期待できる、こういう趣旨でございませう。

○委員長(秋山長造君) ちょっと申し上げますが、政府側の出席者、科学技術庁関係のほかに、通商産業省公益事業局長藤波恒雄君が出席されておりますので、お知らせいたします。

○森元治郎君 この数字、四千トン足す二万トンですか、四千トンは二万トンの中に入るのですか。

○政府委員(村田浩君) 四千トンにプラスする二万トンでございます。

○森元治郎君 そうすると、さらに十年やって合計二万四千トンぐらゐは把握できる、残りの面積で言うならば、日本全国の三分の一は地質の構造から見て探査をするまでもないところと思う、こういうことですね。

そこで、これは、いままでの費用、この概査、精査をする場合、過去十年間に両方合わせて三十二、三億ぐらゐだったと思うので、今後の見通しは幾らぐらゐでありますか。

○政府委員(村田浩君) 今後の十年間につきましては、地質調査所のはうは、これまで行ないました概査の補充的な調査を約三年ぐらゐやってもらうことを考えておりますが、主体は原子燃料公社による精査になるわけでございまして、これらの費用はおよそ十年間に三十億程度と見込んでおります。

○森元治郎君 そこで、一番ここで問題になると思うのは、なぜ掘らないかということ、あるものをなぜ掘らないかということが問題になると思うのです。そこで、提案理由の説明を見ますと、この目的は、長期的な立場からいかなる情勢の変化に対しても対処し得るように、国内における核燃料資源の賦存状況を明確に把握して、その開発の可能性について検討しておくんだということが書いてあります。私は、これだけの、二十一年間に六十数億の金を使い、そしてそのままにしておく、しかも、いかなる情勢の変化に対しても、何か戦争でも起きるような非常な強い表現なんですね。そのときにはこれを掘り起こして使うが、それまでは使っておかない、というのがわからない。た

とえば、戦前、帝国海軍時代に、石油というのは瀬戸内海の島の中に、たぶん二年間の貯蔵をしておったと思うんですね。そういうふうには、いかなる事態に対してもと言う限り、これは取り出しておくべきじゃないかと、こう思うのですが。

○政府委員(村田浩君) わが国の原子力開発利用は平和目的に限られておりまして、その大宗である原子力発電も商業的にこれを開発するように進んでおりますことは御承知のとおりであります。

したがって、何といひましても、経済性が非常に大きな問題になるわけであります。国内に賦存しておりますウラン鉱は、これまでの概査並びに精査の結果判明しておりますところでも、国際的なウラン鉱に比較しまして含有率がかなり低い、平均しまして大体〇・〇五、〇・〇六程度でございます。

今日、国際的にウラン市場で出ておりますものは、少なくとも〇・一%以上ということでありまして、従って、その価格も、買手市場という状況もございまして、ポンド建てになっておりますが、一ポンドあて、酸化ウランにいたしまして五ドルから十ドルの間ぐらゐという価格になっております。少量でございまして五ドル以下のももある、そういう引き合いもあるという

ような状況でございまして、一方、わが国の低品位のウラン鉱を使いまして製錬いたしました、これによって得られる酸化ウランの価格は、これはまた規模等によって違いますが、大体十数ドル、十五ドル前後、十三ドルから十五ドルぐらゐという試算が現在出ておるわけであり

ます。したがって、いまの国際価格でかなり豊富に入手できるという時期におきましては、国内で国内のウラン鉱を製錬してつくり出すのは、どうしてもコスト高になる。こういう状況でございまして、世界各国における原子力発電開発の進展の予想からいいますと、ウランの買手市場というものは、やがては、やはり売り手市場に変わっていくだろう、そういう見通しは非常に大きくあるわけでありまして、そうなりますと、現在の安い建て値のウラン鉱も、価格が漸次上昇す

ることを予想されるわけでありまして。そういう点から考えまして、現在の国際価格からいいますと、国内ウランの製錬は引き合わないわけであり、原子力発電の開発が進めば、漸次これが引き合う状況になることが予想されるのではないかと、こういう点を一つ考えておるわけでありま

す。他方、この製錬の技術の改良という点も、コスト引き下げのために十分考えておくべきこととございまして。そういう点につきましても、現在原子燃料公社に一貫製錬試験というやうなこともやっております。国内の低品位鉱を使つても、なにかつ、できるだけコストの安いウランを取り出せるやうな勉強もしております。

○森元治郎君 「いかなる情勢の変化」って、何ですか、これ。たいへん強いことばだが。

○政府委員(村田浩君) まあ、特に非常事態だけを考えたというわけではございませんが、原子力開発利用の国際的な動きというのは、何ぶん新しい分野でございまして、今日、十年前のことを考えましても、非常に情勢が変わつてきております。そういう点からいまして、今後の十年といふものは、いろいろな意味で大きな発展があるものと思うわけでありまして、ただいまのわれわれの知識では完全にそれが推定できるかどうか、そういうこともございまして、どういふやうな状況が起つても、これに対応できるようにとい

うやうな意味で書きましたものでありまして、それ以上に特に非常事態があるかどうか、こういうことを想定したわけではございません。

○森元治郎君 このことばの調子が、戦前の調子を感じるから伺つておるのです。この二万四千トンというのは、詳しくは知らぬが、鉱石をいうのか、あるいは粗製した二万四千トンぐらゐのものか、どっちを言うのですか。

○政府委員(村田浩君) 鉱石ではございませんで、製錬いたしました、私ども三八酸化ウランと

換算でございます。

○森元治郎君 これをかりに取り出すと仮定して、そして二万四千トンあるでしょう。その他、これから掘り起こすものもあるでしょう。これを製錬して燃料として発電所に使えるようにする。これの製錬所をつくるためには、相当の施設、お金、時間もかかると思うので、どのくらいの時間、お金がかかるものなのかどうか。

○政府委員(村田浩君) 製錬につきましては、ただいまもちょっと申し上げましたとおり、一貫製錬についての試験をやっているほかにも、基礎的な技術等につきましては、原子燃料公社あるいは民間の企業におきまして、すでに相当の開発がなされております。ウラン鉱石からウランを製錬します技術というものは、ほかの金属に比べて特別むずかしいものではございません。したがって、需要が十分出てまいりますれば、それに相応した規模のウラン工場をつくるということ、いまから新しく特別に時間と金をかけて、その技術を研究開発してからでなければできない、そういうものではないと考えております。これに要する費用といふものは、現在そのやうな規模で製錬工場をつくるという計画がございせんので、ここで具体的にちよつと申し上げる資料を持たないわけでございまして、まあ、一般の鉱石から金属を製錬いたします場合に比べ、若干高目な点も出てまいらると思ひますが、著しく高いということはないと思つております。

○森元治郎君 日本にある核原料物質というのは品位が低い。そして、これを本気になつて実用化するためには金も時間もかかる。がしかし、いまは実験的な研究をやつておるけれども、本気になつてそれをやるという段階には至つていない。そういうやうな条件から見ると、何かの情勢の変化で日本みづからこれを開発しなければならぬというこゝろになつたときには、いくらか足しになるくらいのものですか、量から見ても、それから品位から見ても、そしてまた、そういうものを実用化に要する製錬その他のことにはたいへん金

がかかるわりに、エフィシエンシー、効果はあがらないというような程度のもので、大して期待できないのじゃないかと思ひますが……

○政府委員(村田浩君) 国内の鉱石を製錬しますと高くなる原因の第一は、非常に品位が悪いというところであります。先ほど私、値段を申しました、大体一ポンド当たり十ドルから十五ドルの間……まあ、実際に計算した結果では、十三ドルとか十四ドルという数字が一応出ておりますが、そういうコストになるといふのは、製錬した後の価格でございまして、これに対して、外国のほうでは、品位が高い、あるいは量的にたくさんあるというふうなこともありまして、工場の規模が大きいということからいまして、現在五ドルないし十ドルで同じものができておるわけであり

ます。そういう意味で国内の価格が高くなつておるわけでありまして、将来、この五ドルないし十ドルでは入手できなくなつてくる、自然、十ドルないし十五ドルのものを買つていかなければ原子力発電計画を十分遂行できない、という事態が考えられる。これに対処できるであらうかということ、が、一番重要な点だろふと思ひます。

なお、それにしても、高い価格ではあまり使えぬのではないかといいことでありますが、原子力委員会のほうでたゞいま結論を急いでおられる、わが国の動力炉開発計画におきましても、将来のために高速増殖炉という型の動力炉の開発を国をあげて推進しようという方針でいらつしやるわけでありまして、この高速増殖炉ができれば、燃料の価格の影響というのは非常に小さくなりまして、燃料の価格がかなり高くても十分経済的な原子力発電が可能になるということになります。したがつて、この開発がいつごろになりますか、あと十五年とか、そこらには必要かと思ひますけれども、こちらのほうの鉱量の把握ができれば、つた後において、やがてそういう新しい増殖炉ができていくということになりますと、たとえ国内の鉱石は現在の国際市価に比べて高くても、十分その利用価値が出てまいります。こういうこと

を予想いたしておるわけでありまして。

○森元治郎君 この二万四千トンという数字は、これは推定の数字ですね。こういう場合の誤差というふうなものは、どのくらいに判断して二万四千トンくらいは確実、こういうことですか。

○政府委員(村田浩君) 私も鉱山屋でございませんで、詳しいあれは、なんでございませうが、大体、たゞいま森先生もお話しのとおり、一応の誤差を考へての推定の数字でございまして。

○森元治郎君 これは、きつめてぜいたくな感じがするんですがね。ほかに安いものがある。これに書いてありますように、低廉豊富なものが世界にあるのだ。しかし、一応自分の国の中ではどれくらいあるか見ておこうというところの、軽い感じがするんです。やはりこの燃料も、人から買うのも一法ですが、自分でそれをつくる、つくり出すというところ、こういう原子力の事業をやる上で、経験というものは大きいものだと思うんです。これを捨てておいて、どうも電力コストが、外から買ったほうが安い、便利だというふうなことがかりねらうような気がするんです。やはり、これだけの金を使つたならば、私はやるべきだと思うんです。これは、保存はできるのでしょうか。よそから買つてくるのだから、イエローケーキといふんですか、そんなものに持つてくるのですから、この二万四千トンを、ある形にして保存もできるわけですね。そういうことのほうが、私は貯金だと思つておる。裏の畑を掘り起こせば、確かに埋めておいたはずだから、あるのだ、あるのだと言つて、百億近い金を費かして置く。何か真剣さが足りないという感じがするんです。あるいはぜいたくといひますか、買えばあるのだから、ちよつとさがしておこう、二十年もかけて。それで、六、七十億の金をかけて寝せておく。金利でもた

いへんな金だね、これは、どうです。

○政府委員(村田浩君) 先生のお話は、一つの考へ方だろふと思ひます。これを製錬いたしますと、同時に相当の投資がやはりそこに必要でござい

ことで、備蓄——備蓄はもちろん可能でございませう——いたすならば、やはりそれだけ多量の投資を要するといふ形になるわけでありまして。一方、国内に、山の中に眠つたままである状況とはいひながら、確かに二万数千トンのウランをわが国は持つておるのだ、こういうことは、今後、海外からウランを購入してまいるといふ時点におきましても、何も持たないで、原子力発電をやつていくからには、どうしてもそのウランを買わなければならぬといふところに追ひ込まれる形での交渉と違ひまして、やはり、それはそれなりの一つの大きな意義を持つてくる、こういうふうに私も考へております。

さらに、先ほど申しましたように、これからの十年といひますと、世界の状況はかなり大きく違つてまいるのはなからうか。その一番大きな原因は、従来の原子力利用にかわりまして、平和利用であるところの原子力発電といふものが世界的に非常な勢いで伸びていく。正比例して燃料の需要量はふえるわけでございます。現在だぶつておるために、一時かなり値段が安いとはいひながら、需要が大きくなつてまいりますと、どんどんその値段は上がつていくというものが、このようになつてくれば、国内の賦存量を、現段階において、まずできるだけ正確に把握しておこうといふことが一番大切なことであらう、こういうふうにと考へておるわけでありまして、情勢がこの十年の以内に大きく変わつてまいらうと考へておるわけ

と、たゞいま先生のお話のように、製錬といふことも考へるべき時期が参るうかと思ひますが、いまの時点においては、まず、とにかく正確な埋蔵量を把握しておこうといふことに趣旨を置くべきであらう、こう考へまして、臨時措置法の延長をはかりたい、こう考へておるわけでありまして。

○森元治郎君 お金の話になりますが、錢といふのは、つかんでみないと、もうけといふことにならな

ぎつてみなければ金じゃない。これだつて、あるはずだ、あるはずだといつて寝かしておいて、どうも品物はよくない。いざというときには少しは錢がかつてもしかたがない、掘り出そう——何か気分が足りないと思ふ。こういうものを掘るといふこと、取り出すといふことをやつただけで、いろいろな科学的な経験をたくさんなされるわけですね。そういうことは一切人まかせで、煙の中にあるんだといふようなことを言つて、財産がある、財産があるといふようなことでは、私はどうも、ふに落ちないんだ。大臣どうですか。

○国務大臣(上原正吉君) どれだけのものが日本の国内にあるかといふことは、私も知つておく必要があると思つておるわけなんです。

○森元治郎君 つかまなければ知つたことになら

ない。

○国務大臣(上原正吉君) ウランは、一〇〇の〇・七が放射能を持った二三五でございまして、かなり正確に知れるのです。ボーリングをやつてみて、掘り上げて見れば、かなり正確に知れるので、どれだけあるかといふことは、かなり正確につかめると思つておるわけなんです。それにまた製錬を、いかなることがあつても——その「いかなること」とは、どんなことかわかりませんけれども、「どんなことがあつても」といふ意味なん

いつているわけでございます。だから、やはり、どのくらいあるかという事は確かめて、そしていつでもつくれるという自信があるだけの技術を開発して持つておる、これはまあ、ぜひ必要だと思ひますが、そのとおり行なわれておるわけなんではないですか。

○森元治郎君 情勢の変化で、どうしても取り出さなければならぬというようなことになった場合の時間、金その他の計画という様なもの、およその計画、そういうものはまだできてないんですね。

○国務大臣(上原正吉君) 実はまだできていないようでございます。

○森元治郎君 そういうところが、その可能性について検討をしていくことにはならないと思うんだな。あるというだけにどまっておったんでは。情勢の変化によつては取り出す必要が出てきた場合に、きわめて非科学的な説明しかできないということでは、はなはだ遺憾だと、こういうこととすな。

○政府委員(村田浩君) 大臣がたゞいま御答弁になりました点を少し補足させていただきますが、先ほど申しましたように、人形峠が、現在のところ、わが国の主たるウラン鉱の生産地でございますが、この鉱石を使いまして、これを掘り出すところから始め、そして金属ウランまで製錬いたします、この間の技術を一貫してやってみる。ただし、これは生産規模でやるわけではございませんが、少なくとも生産規模でやつた場合に、森先生のおっしゃいますように、どのぐらいの投資ができるに足るだけの勉強はしなければいかぬという事で、三年ほど前から人形峠地区に製錬試験工場をつくり、現在動かしております。この試験は、ここ一兩年じゅうには一応完了する予定でございますが、それが完了いたしますと、わが国の鉱石を使いましてウラン金属をつくり出すのに、どのようなコストでできるか、また、どのような技術があればいいかという事は相当はつきりわ

かつてくる、こういうものが、もし国内で大々的な生産を始めるという場合には直ちに役に立つようになるもの、こういう趣旨でやっておりますので、ただ探鉱だけいたしまして鉱量を把握するというだけで、そのまま放置しておるわけではございません。

○森元治郎君 だから、いまの人形峠のお話も一つの材料として試算をやることも、ラフな数字でいいけれども、できないこともないですね。そういうものを、別の機会でもけっこうですから、知りたいと思うんです、資料として。そういうふうにお願ひしたいと思います。

それから、これは十年でなくなつてしまひますね。失効する。そうしますと、そのあとは一体どうなるのか。いまは、この鉱業法の特例で、いろいろなことができるわけですね。ところが、それができなくなる。適用する法律の根拠はなくなる。しかし、必要性が出てきた、掘りたい、私有地も掘り込みたい、木も切りたい、というときには、どういうふうになるのですか。これは例の法律技術が何かで、長く個人の財産を制限するがごときことはおもしろくないので、大体、条約と同じように十年として、また延長——そういうために十年という数字をかりに設定しておられるのか。これは長くなければ、いかなる事態に対しても「ということと考へあわせると、発動ができなくなるのじゃないか」という心配があるんでしようが、どんなもんでしよう。

○政府委員(村田浩君) もちろん、十年後にどういう状況になるかは、いろいろわからない点もあるかと思ひますが、少なくとも、十年前にこの措置法をつくつていただきましたと、国内におけるウラン鉱の探査に乗り出しましたときと今日では、この十年間の経験、調査というものが相当できておりまして、この点から、今後の見通しというものも、十年前とは違つて、よりはつきり言える状況になつてきていると思つております。それで、先ほど申しましたように、国内における放射能の異常地帯というものも一万六千方キロ

ということがわかつておりますし、この範囲内を調べるのに、もし十年以上かかりますれば別でございますが、現在私どもの考へております計画では、十年の間に十分放射能異常地帯を調査することとはできると、こう見ておりますから、そういう意味におきまして、あと十年延長していただければ所期の目的は達成できるのではないかと、こういうことであります。で、十年後にこの法律が失効しましたときには、もちろん、そのような事態がもしもあれば、通常の鉱業法によつて行なうというところでございますが、まあ、何らかの新しい技術の開発によつて、ただいまわれわれが対象としておりますような地域以外にも、さらに調べてみる可能性なり必要性が出てくるようなことでもあれば、これはまた別かも知れませんが、まず今日の知識では、大体たゞいま立てております計画を遂行すれば目的が達成できるのではないかと、こういう判断で、あと十年延長で失効するというふうにいたしましたと考えているわけでございます。

○森元治郎君 それじゃ、もうこれ以上の特例法を存置しなくても十年後は済むだろうという見通しであるかどうか。

それから、燃料公社があちこち精査しますな。これは民有地も入るだろうし、国有地も、いろいろあるでしょうが、おおよその面積、ことに民有地の……一万六千方キロ、この一万六千方キロというのは、一カ所じゃなくて、あちこち集めて、したがって民有地も入つていふと思ひますが、その面積は、どういふことになつておりますか。

○政府委員(村田浩君) お話のとおり、この一万六千方キロというのは、全国に分かれて、かなり多くの地区にあるわけでございますが、原子燃料公社がみづから所有しております鉱区というものは非常に少のうございます。他は民有地あるいは公有地といひますか、県等が持つておる鉱区というふうなことでございます。ただいま先生のお話の土地の所有と鉱区の所有とは別でございますの

で、鉱区の所有で申しますと、公社自身が持つておりますのは、人形峠、それから奥丹後地区が中心でありまして、合せて五百平方キロメートル。一万六千方キロメートルのうちに五百平方キロが公社所有で、あとは公有もしくは私有、こういうことになつております。さらに詳しい数字は、ちょっとたゞいまここにございませんで、もし必要でございましたら、別途調べて申し上げます。

○森元治郎君 この十年後の電力の需給状況の中で——いまの計算では原子力発電は約八%くらいだということですね。これは衆議院の速記録でちょっと拝見したのですが……どの程度になつて、何キロワットになるのですか。

○政府委員(村田浩君) 現在審議をさらに継続中でございますが、政府としては、通産省の総合エネルギー調査会の中で原子力部会を設けまして、原子力の開発規模の推定を現在行なつておるところであります。ただいままでの中間的な調査の結果によりますと、規模といたしましては、昭和四十五年までで大体百五十万キロ、それから昭和五十年までで約五百万キロ、それから昭和五十五年までで約千五百万キロ、それから昭和六十年までで、これは上限と下限を設けておりまして、三千万ないし四千万キロワットという程度の原子力発電を開発するのがよろうというふうな、中間段階でございますが、数字を出しております。

○森元治郎君 そのパーセントは。水力だ、火力だ、原子力だという中における原子力のパーセントは、たとえば六十年の三千万ないし四千万キロワットアワーの場合なんかには、何%になるのですか。

○政府委員(村田浩君) たゞいま私の申し上げましたのは設備容量でございますが、原子力発電は、主として基底負荷、ベースロードに使われまして負荷率は大体年間八〇%を予定しております。したがつて、設備容量の比率と、それから発電量としての比率とは違つてまいりますが、発電量と

しての比率で申しますと、昭和五十年、つまり設備で五百万キロワットをつくりましたときに、原子力発電による発電量の全体に占める比率は六ないし七%程度と見られております。

○森元治郎君 火力、水力に取ってかわって、原子力一本という夢の時代はいつ来るのですか。

○政府委員(村田浩君) エネルギーの需要が非常に増大いたしますと、この供給というものがたいへんな問題になるわけでございまして、経済性の問題がございしますが、その経済原則の範囲内で、やはりできるだけその供給源を多様化することが供給の安定化には必要であると思っております。その意味で、原子力発電は、供給の安定化という役割を果たす上の重要なものでございまして、けれども、一方、水力あるいは通常の火力というものもを全然やめてしまおうという必要はないわけでありまして、しかし、原子力発電の占める割合は漸次増加いたします。推定によりまして、これは別な民間の研究によって出てきた数字であります。昭和七十五年、つまり西暦紀元二〇〇〇年に当たりまして、そのころになりましたときのわが国の発電量の中で原子力の占めるのは約三分の二、六〇%に達するといふ推定が行なわれております。私ももしまして、紀元二〇〇〇年といふと、だいぶ先ではございますが、そのぐらゐの比率には十分達するのではなからうか、こういうふうな考えております。

○森元治郎君 あと三十年というときと容易じゃないね。これは、われわれはまだ相当生きなくちゃならぬと思うが、少し夢のような話であります。

そこで、最後に一つ、私はしろうとで見ているのだが、新聞その他でも、日本の業者、電力業者が特にそうですが、あっちこちから、そのときのハイカラなものを買ったがる。しょっぱな東海村のときはコールドホール。私も、たいしたものだといって参観に行った。今度はアメリカのほうから第二回を入れてくる。三回目は、今度は何というのですか、また濃縮ウランとかというハイカラなやつをこれから入れよう、あるいは日

本でも開発しようか……。あっちこちのものをたくさん入れてくるのですね。そういうことじゃなく、どっしりとして、世界の需給状態や世界の情勢も判断し、自分の持っているウランはこれだけの少ないものだけれども、こういうものを勘案して、一体どの方式でいくべきか。日進月歩ですね。高速炉などというたいへんハイカラなものも、遠からず日本でも持つ。あれもほしい。これもほしい。とても日本の財政では追いつかないようなお遊びをやっているような感じがするんだが、科学技術というのは、私は、おそくとも、やっぱり自分の道をじっくり行くのがほんとうじゃないか。イギリスなんかの場合を見ますと、おそいけれども、アメリカ式の方向でなくて、自分の道を行っている。西ドイツも大体そのようである。日本人は頭が面白いから、小回りがききますから、どうも目新しいものに飛びついていきがる。これでは、日本自身の技術の開発というものは、いつまでたっても借りものであり、経験の少ないものになりやせぬか。電力さえできればいいんだ、しかも火力と張り合つてコストを安くやれるようになればいいんだというだけでは、科学技術の進展というものはいつまでたっても望めないんじゃないか。どこかこの辺で、日本はこれでもいいのだということがなくちゃならぬと思うが、大方針は、どういうところにあるですか。

○政府委員(村田浩君) 一つには、わが国が先進諸国におかれて原子力の開発利用の分野に着手しましたといふこともございまして、何せ、全然それまで手がけておりませんでした全く新規な科学技術の分野でありますから、できるだけ早く勉強しまして追いつくという必要があったわけで、また、今日もあるわけでありまして、そういう観点から、当面まず、諸外国で技術開発の進みましたものを入れて、そうしてその技術をもとにして国産化をはかっていくというコースを、これまでとってきておるわけでありまして、しかし、他方において、ただいま先生御指摘の

とおり、わが国の自主的な技術開発といえますか、独自の技術開発を行なうためには、海外の技術を入れたら、これを国産化するというだけでは十分ではありません。そういう意味で、今後実用化が期待される、そういう原子炉については、国として総力をあげて、できるだけ自分の力で開発していこう、こういう必要があるわけでありまして。そういう観点から、先ほど私もちょっと申し上げましたように、原子力委員会では、近く、わが国の動力炉開発について、海外の技術の導入、国内における自主的な開発、将来の高速増殖炉の研究開発、それらを含めた総合的な動力炉開発の方針を樹立して、今後はその大方針のもとに国の政策を進めていく、こういうことで進んできておるわけでございます。確かに御指摘のように、自主的な技術の開発のためには、ただ海外の技術を輸入しておるというだけでは不十分でありまして、これを国の開発計画というふうな形で総力を結集してやるかまゝが必要であらうと思ひます。そういう観点で、高速増殖炉はもちろんでありますが、今後開発される新型炉と呼ばれるものも、ひとつプロジェクトとして取り上げてまいりたい、大体こういうふうな方向で、現在最終的な結論を取りまとめ中のところでありまして。

○森元治郎君 それ、いつごろ出ますか、動力炉の開発の結論は。

○政府委員(村田浩君) ただいま原子力委員会では非常に御熱心に取りまとめをやっておられるところでありまして、私の予想としては、大体今月一ぱいぐらいのうちにはおまとめいただけるんじゃないかと思うております。

○森元治郎君 同じようなことで、もう一点だけやめませんが、核燃料物質の民有化というものが、一昨年度で、アメリカで方針をきめ、日本も待ってましたとばかり、それとばかり、政府も踏み切ったようですが、そこらところは、何か、先ほど来申すように、新しいのに飛びつく、じつくりしないところが私感じられるんですがね。やっぱり商人に引きずり回されたような感じを

どうしても受ける。科学行政という、ことに原子力なんという新しいものは、政府がどっしりと腹を据えて、長い見通しを立てて、あわてないでやっていくことが大事だと思うのですよ。たとえば、先ほどのお話では、日本の場合、三十年たつて、やっと発電量の三分の二くらいしかまかなえない。全部はともてできない。二十一世紀も相当たたなければ、石炭、石油全部すつ飛ばすわけにいかぬという状況のときに、もつとじつくりやるべきだと思うのです。

そこで、私の伺いたいののは、民有化に政府が踏み切った理由。それからいろいろな批判がありまして、専門家がいろいろな場合に批判をされておりますが、短所といて指摘されているところ、あるいはアメリカの技術屋などに引きずり回されるのじゃないかといったような心配、いろいろな心配がありますね。そこらを概括して要点だけいいから御説明願ひたい。

○政府委員(村田浩君) 原子燃料の民有化につきまして、現在、原子力委員会では民有化の方針を検討しておられるのはそのとおりでございますが、その最大の理由は、何と申しまして、わが国の原子力発電事業は、電力事業の一環として民営の形で進めてまいっております。今後、そういう形で進むというところで計画を立てておるわけでありまして。そういういたしますと、原子力発電所を民営でやっております際に、これに使用いたします燃料を国有のままにしておくと、これは、種々の面できわめて非経済的なところが出てくるわけでありまして。原子力発電技術というものが高度に研究開発を要する技術でありますために、これを経済的に行ないませんと、経済性の面で非常なマイナスが出てくるわけでありまして、わが国のエネルギーコストをできるだけ下げていくためには、より経済的な原子力発電を遂行させる必要がある。

問題は、この民有化に伴ひまして三つあると思ひます。第一は、民有化いたしましたし、原子力基本法の第二条にございまして、その

大目的、つまり平和利用ということの保障が、それで十分できるかどうか。それから第二は、安全性の問題でありまして、民有したことによって安全性に危惧を抱くというようなことはないかという問題。それから第三は、先ほどお話のございました国の核燃料政策といいますが、こういうことに支障があるかどうか、こういう問題であろうと思ひます。

これらの点につきましては、いずれも重要な問題でございますから、原子力委員会でもいろいろ御検討いただいておりますわけですが、すでに今日までに、主として原子炉等規制法というように、燃料を管理するための法律が十分に整備されておまして、まず第一の平和利用の保障、第二の安全性の確保、こういった点につきましては、この規制法によって十分に管理はできるものという結論になっております。

そこで、第三の燃料政策に関連してであります。国有である場合には、国が海外から必要なものを購入し、そうしてこれを民間事業に貸与するという形をとらざるを得ないわけでございますけれども、これは確かに国の政策が直接そのまゝ反映される方法であります。しかし他面、このために要する費用というものが、たいへんな規模に將來は達するわけでありまして、三千万キロワットないし四千万キロワットというような原子力発電が予想されておりますときに、これらの大規模な原子力発電所に十分な燃料を供給するためには、大体の予想でございますが、八億ドル程度の国家資金が必要である、こういうことに相なります。これはまた相当な金額でございます。他方、先ほど申しましたように、国としては、今後のわが国の原子力開発のために、新型炉あるいは高速増殖炉の開発を重点的に進めなければならぬ、こう考へておるわけでありまして、これに要する経費というものも、これまた相当な額に達するわけでありまして、現在の予想では、大体これからの十年間に千数百億という額が必要であらうと思われまふ。そういったような点を考えますと、資金の効

率的な使用ということも当然考えなくてはなりませんし、また、そのために民間が所有して、自分の自由意思で、かつてに処分するというようなことがあると、国の燃料政策と合致いたしません。しかしこのためには、原子炉等規制法その他の法律によつた規制によりまして、たとえば民間の原子力発電所で民間が購入した燃料を使用いたしますと、そこに使用済み燃料が出てまいります。その使用済み燃料もまた民有に相なるわけでありまして、その使用済み燃料を処分する方法につきましては、その原子力発電所の設置を許可いたしました際に、たゞいま原子燃料公社で再処理工場の計画を進めておりますが、その再処理工場に送つて処理する、つまり、国内でプルトニウムを回収するような、そういう政策に乗せるようにする方向で、燃料政策を十分実施できるようにしたい。

このような観点から、燃料の民有化を行ないました際に、一方では民営の原子力発電事業をますます活発に行なわせる上に役立て、他方、国といふたしましても、必要な安全性、安全保障あるいは核燃料政策の立場を十分保持してやれる、このように判断いたして、その方向での政策の決定を急いでおるわけでありまして、

○森元治郎君 きょうは、それを伺つておくだけでやめます。

○船田謙君 時間もあまりありませんから、重複しないように簡単に質問を申し上げたいと思ひます。

まず第一番目に、臨時措置法の今度の改正の要点は、期限の十年延長ということ、それからこまかい字句の改正だと思ひます。期限の延長の問題については、森委員がすでにおやりにになりましたので、字句の改正について……。

今度の改正で、鉱業法との矛盾は全くなくなると思つてよろしゅうございませうか。

○政府委員(村田浩君) そのとおりでございます。

○船田謙君 現に、人形峠の燃料公社の鉱区の隣に民有林地があると思ひますが、その部分の探鉱の問題について、いまだどのように……。具体的でなくともけつこうですが、大体概括的にどのような交渉が進んでおるか、また、そういう問題の解決に本法が何らかの役に立つかどうか、ということとをひとつ……。

○政府委員(村田浩君) 人形峠の鉱区における隣接の民有林地については、詳しいことは私もよく存じておりませんが、一般的に申しまして、民有地にかつてに立ち入り、そうして鉱石を一部分採取したり、あるいは立ち入るために立木を伐採したり、ということではできないわけでございますが、この臨時措置法によりまして、このことが可能とされ、それによつて公社の行ないます探鉱というものに非常な能率的にできることとされております。しかしながら、現実におきましては、この法律に基づいてそのようなことを強制的に行なうというものでなく、この法律があるということ、その民有林の所有者と原子燃料公社との間で円満な話し合いの上で実施いたしておる、こういうことで、まあ発動に至らずして、實際上支障なく行なわれておる、こういうことでございまして、これはやはり、その裏に本法が存在するということが大きな理由になっておるものでございまして。

○船田謙君 まあ、いわば、抜かなくともいい伝家の宝刀、あれば何かの役に立つ、こういうことでございませう。

次にお聞きしたいのは、今後の国内探鉱、あるいは国内で製錬する場合のコストと現在の国際価格との比較を簡単に述べたいと思ひます。いまのところ、天然ウランに関しましては世界的に買手市場だと思ひます。ですから、一部には、何も国費をかけてそんなに探鉱、あるいは探鉱、製錬の技術を保存する必要はないじゃないかという説もあるわけでございますが、そういうことについてお伺ひいたします。

○政府委員(村田浩君) 世界的なウランの価格としましては、三八酸化ウランと呼んでおります

が、いわゆるイエローケーキでございますけれども、ウランの純度で申しますと八〇数%に高めたものであります。鉱石から粗製を行なつたあとのプロダクトになります。それで、建て値を立てておきますところによりまして、大量の引き合いと少量の引き合いでは、かなり価格の差がございます。しかし、大まかに申しますと、大体一ポンド当たり五ドルないし十ドルというのが相場でございます。これに對しまして、国内のウラン鉱を国内で製錬いたしましたとき、そうして同じ酸化ウランを生産いたしますときには、もちろん、生産規模等にもよりますが、違ふことではありますけれども、概略のところ、一ポンド当たり十数ドル……。もつとも試算の方法によりまして、原子燃料公社で行ないました一例によりまして、たしか十三ドルくらいの試算も出ております。いづれにいたしましても、現在の国際相場に比べますと数割高いコストになるだらう、こういう見通しでございます。

○船田謙君 なお、探鉱を行なつてゐるのは原燃公社と地質調査所だと思ひますが、その仕事の割合というものは、やはり公社のほうが多いわけですか。

○政府委員(村田浩君) 地質調査所と原子燃料公社は、同じ探鉱につきましても、概略の調査をする調査と、それから概査の上に立つて精密な調査をいたします精密調査とに分けますときに、地質調査所は概査のほうを受け持ち、燃料公社のほうに精密調査を受け持つておる、こういうことで仕事の分担をきめております。概査と申しますのは、まず、地質学的に放射能異常があり得べき場所に放射線測定器を持つてまいりまして、そうして地表あるいは空中から放射線の異常の有無を広く調べて回るのでございまして、その結果、放射能異常がかなりありそうだとする所を決定いたしますと、その地区に對して今度は燃料公社が精密調査をいたすわけでありまして、精密の内容としては、いわゆる物理探鉱、地震探鉱とか、あるいは電磁探鉱とかございまして、そういうことのは、トレンチを、み

ぞを掘って資料を採取してみるとか、さらには、場合によりましては、人形峠でやっておりますように、坑道を掘りまして埋蔵量の把握につとめるとか、というような調査を行なうのは燃料公社の役割りということで分担いたしておるわけでありませう。

○船田譲君 先ほどのお話のように、国際的な価格から見ても、たとえば、原燃公社の採掘のコストが高くて将来のことを考えてやっておられるというところでありませうけれども、その場合に、現在の原燃公社に、海外の資源、特にいわゆる開発のおくれている東南アジアその他の国々に対する海外資源の採掘をやらせるようなお気持ちはいかがでしょうか。

○政府委員(村田浩君) 国内の賦存状況というのは先ほど来申し上げたとおりでございますので、将来のウランの需要増というのを考えました場合に、海外の資源につきましても重大な関心を持つべきであると思っております。その観点から、どのような形で海外における採掘あるいは入手ということをはかるべきかということは、いろいろ国際的な事情等もございますから一概には申せませんが、そのようなことも考えまして、当面は、原子燃料公社に海外における資源開発につきましても可能性等を調査させてまいりたい。その調査の結果に従いまして、さらに採掘に協力するか、あるいは開発に協力するとかというような方法を具体的に考えることができるように相なるものと期待いたしておるわけでありませう。

○船田譲君 次に、原子力発電が盛んになるに伴いまして、わが国の核燃料物質の需給の今後の見通しに關連してもお聞きしたいと思うのですが、その前に、まず第一番目に、いま原子力発電株式会社やっております一号炉の営業運転のスケジュールが少しづつ進んでいるようでありませうけれども、最近の実情と、今後の見通しをまずお聞きしたい。

○政府委員(村田浩君) 原子力発電株式会社の東海発電所が、予定よりおくれまして、いまだに営業

運転に入っておりませんのは御指摘のとおりでございますが、最近の状況といたしましては、故障の主体が、前にも当委員会でお聞きしたと思っておりますけれども、四つございまして熱交換器の蒸気管——蒸気管は多数入っているわけでございますが、その蒸気管の一部に漏洩を生じまして、その漏洩を生じましたところを調査したところ、何らかの理由で配管が振動を起こしまして、そのために亀裂を生じておる。こういう状況でございます。

そこで、現在亀裂しておりますのは一部でございますけれども、このまま放置いたしますと、冷却剤である炭酸ガスの中に蒸気が多量に混入いたしましたので、原子炉内の装置等を腐食させるというようなことにもなりますので、営業運転に備えて抜本的に改良して、そういうような亀裂を生じないようにいたしたいということから、この原因の探究並びに最も適切な復旧工事の方法を確立するため、これを設計いたしましたイギリスの技術者をも招き、さらには国内におけるこのような蒸気発生装置の設計製造についての専門家も招きまして現地でも種々御検討いただいた結果、すでにその原因につきましては専門家の意見が一致しまして、私どもの承知しますところでは、この蒸気発生装置の中を高温の炭酸ガスが非常な速度で通過するわけでございますが、その際に生じますところの渦巻き、ボルテックスと申しておりますが、渦巻きが生じますと、それに伴って配管の一部が振動を起こす、その振動によって局部的にひずみを生じまして、そのために亀裂を生じた、こういうのが原因であろうということでありませう。

したがって、これからそのような渦巻きの生ずるのを妨げるような装置を施しまして、その上で試験運転をいたし、確かめた上で営業運転に入りたい、こういうこととございませう。この復旧工事は、比較的簡単であると聞いておりますので、ここの二か月中には一応めどがつくというふうに承知いたしております。

○船田譲君 そうしますと、一号炉が、最初の予定の、何ですか、十六万ですか、ちょっと数字は

忘れましたが、キロワットですか、要するに最初に予定されたところまで上がっていくというものは、大体いつごろと考えておりますか。

○政府委員(村田浩君) 東海発電所の出力は、十六万六千キロワットでございますが、これは原子炉が、私どもが申しますことばで、平衡状態に達した——ある程度運転しまして、全体があつたまり、いわゆるそのまゝの状況ですと運転できるという状況に達した状況での出力でございます。したがって、当初から、東海炉を営業運転しますときの出力は、大体十二万五千キロワットということにしてございまして、今回も、その程度の出力が出てまいりますところで、営業運転に入ることに相ならうかと思ひます。

○船田譲君 その次に、東電も、それから関西電力も、動力炉——これは軽水炉でおつくりになるかと思うのですが、大体こういう二番手、三番手の動力炉が営業運転に入る大体のタイム・スケジュールをお教え願ひたいと思ひます。

○政府委員(村田浩君) ただいまのところ、原子力発電株式会社が建設予定の敦賀の発電所は、出力三十二万五千キロワットであります。これは順調にまいりますと、昭和四十四年の十二月に運転開始の予定でございます。それから、東電と関西の計画がこれに続いてございまして、つい先ほど、電源開発調整審議会におきまして、今年度の建設計画の中に取り入れられたわけでありませうが、これが予定のとおりにまいりますと、昭和四十五年の末までに運転開始に入る、こういう予定であります。

○船田譲君 そのようにして、四十四年あるいは四十五年末までに、第二、第三、第四の動力炉が発電の戦に加わった場合に、従来の重油専焼の火力発電のコストと、こういった原子力発電のコストと比較して、どの辺のところそれがクロスするということ見通してございませうか。

○政府委員(村田浩君) 重油専焼火力の発電コストの最近の状況、さらに今後の見通し等は、むしろ所管の通産省のほうからお話しただくのがよろしいかと思ひますが、私どもの承知いたしておりますところでは、一般的に申しますと、これから建設いたします原子力発電の二号炉、あるいは東電、関西の一号炉におきましては、その発電コストは、大体重油専焼の新鋭のもの全コストと、石炭専焼の同じ規模の新鋭のもの全コストの中間くらいになるかと思ひます。数字的には、原電の二号炉、敦賀の発電所の場合には、初年度の発電コストは大体三十三円・パー・キロワット時と見ておるようでありまして、二十年間平均で二円六、七十銭と予想しているようでございます。東電の場合は、出力が四十万キロワットあるいは四十万キロワット以上と考えておりますので、これよりももう少し下回った発電コストが可能になるだろう。つまり、大体三円あるいは三円を少し下回るくらいのところでは発電可能になるだろうという予想であります。

○船田譲君 こういうふうに核燃料物質の需要が多くなつてまいりまして、先ほど森委員からもお話しがございました特殊核燃料物質の民有化に踏み切るようになつておると思ひますが、アメリカでも、先ほどお話しになりましたように、一九六四年の八月に民有化法が成立したようでありませうけれども、実際にすでに民有化しているのでしょうか。それとも、実績はどうなんでしょうか。

○政府委員(村田浩君) 米国は、すでに一九五四年の原子力法が改正されておまして、民有化が実施されております。現実には、この民有化につきましては、十年間の経過措置を講じてございまして、一九七三年以降は全部民有化ということでございますが、一九七三年の一月一日までは、発電事業者その他特殊核物質を購入する側におきまして、民有で、自分の資金で買いたいという者には買い取らせ、あるいは、それまでは借りたいというところには貸与するということ、いわゆる選択制をとっておりますので、ただいまのところは、大部分はまだ貸与、賃借の形でやっていると承知しております。

ろしいかと思ひますが、私どもの承知いたしておりますところでは、一般的に申しますと、これから建設いたします原子力発電の二号炉、あるいは東電、関西の一号炉におきましては、その発電コストは、大体重油専焼の新鋭のもの全コストと、石炭専焼の同じ規模の新鋭のもの全コストの中間くらいになるかと思ひます。数字的には、原電の二号炉、敦賀の発電所の場合には、初年度の発電コストは大体三十三円・パー・キロワット時と見ておるようでありまして、二十年間平均で二円六、七十銭と予想しているようでございます。東電の場合は、出力が四十万キロワットあるいは四十万キロワット以上と考えておりますので、これよりももう少し下回った発電コストが可能になるだろう。つまり、大体三円あるいは三円を少し下回るくらいのところでは発電可能になるだろうという予想であります。

○船田譲君 その次に、民有化にわが国が踏み切る場合、どうしても日米原子力協定、現行の協定の改定が必要だと思えますけれども、その改定のスケジュールについて、ちょっとお聞きしたい。

○政府委員(村田浩君) 現行日米原子力協定は、昭和三十三年に調印されました。その有効期間は十年間でございますが、したがって四十三年の十二月というところになっております。この協定の第七條D項に、アメリカの国内において特殊核物質の民有化が認められるまでは、日本へ引き渡される特殊核物質は国が公有することという、いわゆる国の権原保持義務が規定されております。しかしながら、その後、お話しのごさいますように、アメリカの原子力法が改正されましたので、第七條D項でいいますところの制限は、とれたわけでありまして、このことは、政府の所有の権原保持義務が消滅したということでございます。この点につきましては、すでにその解釈につきましまして、一応、アメリカ原子力委員会の非公式の確認をとっております。しかしながら、協定は国会で御承認いただきますところの事項でございます。現行協定には、明らかにたまたまのような規定が入っております。いづれ、四十三年には、この協定を延長するなり、あるいは改定するなりしなくてはならないわけでございますので、その際、この民有化問題もはつきりさせるということを含めまして、日米原子力協定を改定したい、このように考え、ただいま非公式な折衝をいたしているところであります。

この協定の改定には、ただいまの民有化の点のほかにも、もう一つ重要な問題として、この協定によって、米國から供給可能とされる特殊核物質のワケがございます。現行協定では、それが二千七百キログラム、ウラン二三五に換算してございしますが、二千七百キログラムと規定されております。これでは、今後の原子力発電計画を遂行しますのに、全く不十分でございますので、このワケ

を大幅にふやしたいというのが、他の重要な点でございます。

これらを含めまして、協定の改定交渉をこれから進めまして、予定いたしましたしては、これは相手のあることとございまして、相手の出方等により、いろいろ遅延したり、あるいは早まったりすることがあるかと思いますが、私どもの心づもりとしては、昭和四十二年の末までには調印できるところへ持ち込みたい。四十二年の末までに調印できずなれば、その次の国会に提出しまして、国会の御承認を得たい、このような予定を進めております。

○船田譲君 その次に、わが国での自主的な核燃料サイクルを確立するためには、どうしても、先ほど局長もちょっとお話しになりました国内での再処理工場の建設の問題、あるいは核燃料物質から燃料を加工製造する工場の問題等があると思うんですが、大体原燃公社、あるいはほかのところはどうか知りませんが、日本国内で使用済み燃料の再処理工場を建設する計画、それから燃料の加工製造といいますが、燃料物質から燃料をつくる、そういう工場の建設の大体の目安はどうなんでしょうか。

○政府委員(村田浩君) まず、再処理工場につきましては、船田先生のお話のとおり、ただいま原子燃料公社に、規模をいたしまして一日当たりの処理能力〇・七トンの再処理工場を建設すべく、現在、詳細設計の契約を結びまして、作業を進めておるところであります。予定いたしましたしては、昭和四十三年中ごろまでに詳細設計を全部完了いたしました。引き続き、できるだけ早く建設に取りかかり、昭和四十五年あるいは四十六年早には完成しまして、昭和四十六年じゅうには稼働に入るようにいたしたいと、こういう予定で計画を進めておるところであります。再処理工場につきましては、当分原子燃料公社の再処理工場の計画だけでございます。それから、燃料の加工でございますが、現在、国内のメーカーが、燃料の加工につきましている

いろいろ勉強してまいっております。原子燃料公社においても勉強しておりますが、これまでの経験からいたしまして、燃料の加工は、それによって得られる性能が、原子炉の性能と直ちに結びつきますものでありまして、原子炉の性能の保証をさせます際に、燃料の性能の保証と切り離し得ないというものがこれまでの状況でございます。したがって、今後、原子力発電所をこれからつくってまいりますのに際しましては、そういう意味で、原子炉を製造いたしますと、あるいはそういう製造をいたします会社と提携いたしておりますところの業者によって加工事業を行なうということになるかと思っております。現在のところは、まだ正式に加工事業を国内で行ないたいという申請はございせんけれども、しかし、話し合いとして私も承知しておりますのは、アメリカのジェネラル・エレクトリック会社が、わが国の東芝並びに日立とジョイントベンチャーで国内に最初の燃料製造会社を設立したい、この会社によりまして、わが国に建設される軽水型原子炉の燃料を製造してまいりたい、こういう話し合いが進められておることを承知しております。

濃縮工場を持つておりまして、ここで生産される濃縮ウランが最も低廉に入手できるものであるわけでありまして、そこで、委託濃縮と申しますのは、原料である天然ウランは、わが国、あるいは海外でわが国が買いましたものを送りまして、濃縮という過程だけをアメリカの濃縮工場にやってもらう、こういう仕事でございますから、この点は、いづれにいたしましても、ここ当分は、そのような形でアメリカの濃縮工場に依頼しなくてはならないかと思っております。

最後に、それまでの間、過渡的に、アメリカが盛んに、何といいますが、宣伝といいますが、しております。委託濃縮を申し受けますという、そういうのに日本も委託濃縮に出したり、あるいは再処理を外国に出すというような考えはありでございますでしょうか。

○政府委員(村田浩君) 委託濃縮でございますが、これは、原子炉に入れます燃料は、軽水炉の場合、その素材になります濃縮六弗化ウランというものが必要でございます。これをつくり出すのが濃縮工場でありまして、濃縮工場は、ここ当分、わが国でこれをつくれる見込みもございませんので、当面といえましょうが、当分は、アメリカの濃縮工場で生産されるものに依存するほかはなからうかと思っております。アメリカは、御承知のとおり、大規模の

問題、その濃縮工場を出てまいりました原料の六弗化ウランを酸化ウランに転換し、この酸化ウランの粉末を固めまして燃料要素をつくり、その燃料要素となりましたものが初めて原子炉に装荷されるわけでありまして、これを燃料の加工と申しておりますが、この加工事業は、できるだけ国内でやっていたいという考えを、国産でやっていたいというようにしたいという考えをとおしております。先ほど申しましたジェネラル・エレクトリックと東芝、日立のジョイントベンチャーによりまして、国内でできますと、そういうところで、ただいまの加工という仕事をやることに相なるわけでございます。

○船田譲君 これで終わります。ありがとうございます。

○向井長年君 まず、直接この法案に関係ございせんが、長官にお尋ねしたいんですが、長官は、所信表明の中で、科学技術基本法を今国会にぜひ出したいという意向を述べられたと思うんですが、しかし、これについて何か調整が難行しているようなので、現在どういうふうになっておるのか、またその原因はどこにあるのか、この点、ひとつまずお聞きしたい。

○国務大臣(上原正吉君) ぜひとも、この国会に基本法を出したいと思つて努力をしてみたいのでございまして、十二月の一日に、科学技術会議から要綱の答申がありまして、総理に提出されまして、それを科学技術庁が受け取りまして、政府ペースでは、その際にも、大蔵省からも、文部省からも、学術会議からも、その他からも、法案化する

るにつきました。御注文がいろいろ出たわけですが、そういう点も話し合いました。調整をいたしまして、政府ベースとしての案だけはまとめたのでございまして、政府から国会に提出する手続といたしまして、政府から党の政務調査会に、こういう法律案を出したいということで御審議を願ったわけなんです。その政務調査会の中での審議はお聞きと思いますが、意見が出てまいりまして、そしてその意見の調整が難澁をいたしております。いまだに落着かないのでございまして、そのために提出ができておりません。これは、もっと詳しく申し上げると、政務調査会の中で、科学技術基本法というものの、人文科学が含まれておるといことはおかしいではないかという意見が出てきたのでございまして、しかし、この意見は、科学技術庁で要綱に達するまでに、どういふものをつくるか、要綱の要点を論議する際に、すでに四、五年間議論が尽くされてきたものでございまして、その結果として、一致して、人文科学も一緒にこの基本法の中に取り扱うことにしよう、こうなつたのでございまして、よくお話を申し上げたら御理解がいただけるものと、こう考えておりましたが、この素案の作成に協力をいたしておりました自民党の政務調査会の科学技術特別部会、この部会の方々に非常にお骨折りいただいておつたのでございまして、部会の方々以外の方々に得心がいただけないところまで至つていない。私どもの役所のほうでも、四年も五年もかかつて議論を尽くしたものでありますから、一週間や十日でなるほどどうかということにはならぬのかもしれない。そういうことで熱心な努力を重ねておる、こういうのが現状でございます。

○向井長年君 いま長官が言われるように、これはもう過去六年間慎重にいろいろ検討されて、少なくとも今国会へはこれは提案したい、こういう意欲を持っておつたにかかわらず、自民党の文教部会ですか、まあ新聞紙上でも出ておりますが、

こういうところで横やりが入って、いまだにそれが非常に難航しておる。それであるならば、過去何年もの間やっておる間に、いろいろとそれに対する意見があつてしかるべきだ。こういうところから、いま説明があつたように、努力はされておると思ひますが、しからは見通しとしてはどうなんですか。

○国務大臣(上原正吉君) 何ぶんにも国会の期日が切迫してまいりましたので、必死の努力を傾けておるわけでございますけれども、見通しとしては、必ず出します。出すからには、国会で通らないと、これは、あれだけのもんで「もんで」と言うのと語弊がありますけれども、あれだけ議論を重ねて、そして意見の一致を見たものでありますから、出たわ・通過はしなかつたわ、ということでは、これはお話にならぬと思ひまして、出すからには通過するように、これを念願しておりますので、だんだん時日が切迫してまいりまして、衆参両院でございますから、やきもきしておる、こういう現状でございます。

○向井長年君 長官としては必ず出すと、こういう決意のもとにやっておるということに了解したいと思ひます。

それで次に、先ほどからも各委員からいろいろ意見がございましたが、原子力行政について詳しく掘り下げて質問をいたしたいのでございまして、時間の関係もございまして、関係者、特に原子力委員長も出てもらつてと思つておりまして、時間もございせんから、私は掘り下げてやることは、きょうは省略いたしますが、ただ一言、原子力行政というものはどが主管になつておるのか、これをお聞きしたいです。

いま、御承知のように、原子力委員会があり、しかし原子力委員会というものは、原子力委員会設置法に基づいてつくられておりますけれども、権限が非常に薄弱です。この内容を見ますと、科学技術庁は、特に原子力開発についての研究開発という立場から取り組んでおられる。しかし、実用開発になつてくるならば、こゝまた通産

省ですね。したがって、先ほどからもいろいろ意見が言われ、答弁がなされておりますが、ここ五年あるいは十年間の見通し、あるいはあと三十年間の見通し、いろいろ言われておりますが、これはどが主管で、どが真剣に取り組んでやるのか、行政上の主管がどうも不明確です。ですから、この点について、まず具体的に、行政上の主管というものはどこにあるのか、この点をひとつお伺いしたい。

○国務大臣(上原正吉君) 御指摘のように、原子力委員会並びに科学技術庁は、行政機関でないで、行政機能を持っていないわけでありまして、したがって、原子力の研究開発は主として科学技術庁が原子力研究所を持ってやっておるというように、発電事業は、火力水力原子力、いずれも通産省の所管、こうなつてくるわけでございます。原子力利用の専門的な行政機関は存在しないと思ひます。これが将来必要かどうかというわけでありまして、これが将来必要かどうかということは、いろいろ御議論があることと思ひますけれども、いまのところは、そのように、行政機能となりまして各省に分散してしまふ、こういう実情でございます。

○向井長年君 行政上の主管が、有名無実で、ないのだ、こういう長官の答弁ですが、確かに私もそう思うのです。原子力委員会の設置法の中では、勧告するとか報告するとか、総理は一応報告を受けて、それに対して委員会に対しては拘束されないとか、いろいろ問題点があるのですが、しかし、いま言うように、少なくとも、原子力の研究から開発ということになれば、燃料の問題、あるいは先ほど答弁のあった炉の開発の問題、あるいは電力開発の問題、こういう問題に來ると思ひます。燃料の問題については、いま科学技術庁が担当しておるでしょう。いわゆる燃料公社において、国内において、あるいは将来においては再生をばじめ、あるいは輸入の問題もそこでやろうとしている。それから炉の問題は、これはどこ

でやるのですか。一応炉の開発をやるのだというように、基本的なそういう方向をきめておられますけれども、その開発については、国内開発については、どこで担当してやろうとしているのか。通産省がやるのか、あるいは科学技術庁がやるのか。行政上の問題ですよ。こういう点はどうなんですか。どうもこの点明らかなじやありません。

○政府委員(村田浩君) 先生御案内のとおり、わが国の原子力の開発上の推進は、原子力基本法及びこれに基づきました原子力委員会設置法その他の関連法律で定められておるのでございまして。原子力基本法では、まず、わが国の原子力の研究、開発並びに利用——研究、開発ばかりじやございませんで、利用を含め、これに関するところの行政を民主的に運営するために原子力委員会を置くということが基本法でまず定められております。この基本法に基づきますところの原子力委員会設置法では、原子力委員会の機能といたしまして、原子力の研究、開発及び利用にかかわる原子力行政全般についての基本的事項を企画し、審議し、決定するということに定められ、その決定は、内閣総理大臣に報告したものに過ぎません。総理大臣はこれを尊重しなければならぬという、尊重義務が課せられておるのは御案内のとおりであります。したがって、原子力委員会は、行政機関ではございませんけれども、審議機関ながら、特殊ないわゆる決定するといふような機能を持たされておまして、その決定を内閣総理大臣に報告されますときには、尊重する義務を課せられるということから、総理大臣を通して閣内各省庁の長官に原子力委員会の決定事項を実施させるようにするといふ形で原子力行政が進められておるわけでありまして、その中で、ただいま向井先生お話しした炉の開発という問題でありますが、これは、科学技術庁のほうにおきまして、科学技術庁の設置法に明らかとなつて、科学技術庁の原子力局の事務として、原子力利用——これは研究、開発を含むわけでありまして、に關する基本的な政策の企画、立案及び推進

に關すること、と定められております。したがって、原子力の開発、利用に關連する基本的なことは、科学技術庁が、原子力委員会のおきめになった基本的政策の線に沿って推進してまいる、こういう仕組みでございます。

ただ、先生おっしゃいますように、一元化されていないかという点でございますが、その点につきましては、科学技術庁設置法におきましても、大学に關連するところが除かれております。したがって、この原子力の研究の相当主要な部分は大学で行なわれるわけでありまして、これは、現在の仕組みでは一元的になされていない。その点は、まあ総理大臣から文部大臣を通じてのルートで処理されるほかはない、こういう形になっております。そういう意味で、完全な一元化ができていないと言われますと、あるいはそういうことになるかと思ひます。

○向井長年君 原子力委員会は、一応、企画あるいは審議決定する事項が定められております。そうすると、その内容につきましては、原子力利用、技術、政策あるいは行政上の事務調整とか、なお、炉の規制あるいは核燃料物質、いろいろ条項があるわけですね。こういうことで、いま、原子力の研究開発というものは、大體基本的には原子力委員会が担当しておることになります。それから、その裏づけといいますか、それから先に進むものは行政上どこかということですよ。だから、これは自治省の問題もある。通産省にも来る。あるいは科学技術庁もやらなければならぬ。いろいろそういうふうになつてくるんですが、しかし、これには、何らかの裏づけというものが、予算が必要なんです。したがって、そういう問題については、これは、どうしても一元化された、真剣に取り組む姿がどこであられるのか。どうもわれわれ、わからないのですよ。また、これで満足なのか。あるいはこれではいかぬと考えるのか。この点ひとつお聞きしたいんですかね。

○政府委員(村田浩君) 先ほどの御説明にさらに付加する形に相なるかと思ひますが、原子力研究、開発及び利用のうち、研究、開発につきましては、大学におけるものを除き、ほぼ科学技術庁がその実施の推進に当たつておると申してよろしいかと思ひます。そのための予算の一括計上、見積もり方針の調整並びに配分に関することも科学技術庁の原子力局の職務とされております。しかしながら、利用の面におきまして、特にこれが事業化されるという段階になりますと、たとえば、たゞいまの原子力発電でございますが、原子力発電といへども電気事業の一部でございます。全国的な電気事業の計画あるいはこれを維持する政策の中の重要な一環にならざるを得ない、なるのが当然であります。あるいはまた、船の場合で申しまして、原子力で船を運航するということになりますと、これはやはり船舶あるいは海運という行政を担当しております運輸省が非常に重大な責任を持つてまいるわけでありまして、そのような利用の発展しました事業化という段階に達しますと、それぞれの省庁が責任を持つて行なつております発電関係の行政、あるいは海運、船舶、造船の行政というものと密接不可分になつてまいります。そういうような点から、そのような状況になりました分野につきましては、原子力委員会の基本的な政策のもとに、私どものほうと関係省庁とが十分に協議いたしまして、そして円滑なる推進をはかるようにいたすという運用をとつておるわけでございます。

○向井長年君 円滑な運用と言われますけれども、先ほど局長からいろいろ答弁されておりましたが、大體そういう企画、推進方法を立てるにしても、技術上は、すべていま、現実利用の問題になれば、民間に依存してやらなければならぬ。民間は、特に事業者というものは、何と云つたて、電力を供給するためには経済性というものを頭に置きます。先ほどよくは聞いておつて、関西あるいは東京の問題については、単価、コストを三円ぐらゐにできるとかなんとか、そんな見通しはどこから出たのですか。三円とか二円六十銭とかというコストを先ほど答弁されておりましたね。東海の問題は、先ほど言つておりました。少なくとも五円五十銭か六円じゃないですか。それが関西、東京の炉の問題に對しては、いまだ、やはりアメリカの軽水炉を入れようとしてゐるんですね。これは経済性から出ているんです。幾ら、新型高速炉とか、これからいろいろ研究していくといつても、やはり経済性が伴わなければ、民間の開発は困ることになる。こういう点については、ただ構想としては、五年以降において、は百万キロ、十年以降では八百万キロの予想を立てて、しからばそれをどこがやる、八百万キロをどこが開発する、開発する場合に、どういう炉を使って、どういう核燃料を使つてやるか、こういう点はどこで調整され、あるいはそれに対するところの指導あるいは助成というか、そういう問題はどこでやるのでしょうか。民間依存でしよう。民間依存であれば、経済性をまず第一に持つてきて、一番単価の安い軽水炉を入れる、あるいは濃縮ウランを入れる、こうなつてくるのじゃないですか。

○政府委員(村田浩君) まず、発電コストの見通しを三円程度と申し上げたことでございますが、これは、ただいま建設に着手する準備を進めておる原電の二号炉、つまり、東海ではございませんで、敦賀の発電所の推定発電コストを申し上げたわけでありまして、東海発電所の場合には、お話しのとおり、いろいろと故障その他もございまして、発電コストはかなり高くなる予想でございます。

○向井長年君 時間のないようですから……とにかく、いま言つたように、電力が不足して開発を早期にやらなければならぬということでは、原子力に取り組んでおるのではなくて、現状において、おくれたいわゆる平和利用という立場から、いま政府も、あるいは民間も、あわせて取り組まなければならぬということでは、幾ら金がかかってもいいということではないのです。民間がやるというれば、政府がやるというれば、民間がやるという事態で、やはり個々別々、東海の原子力発電株式会社、あるいは東京、関西、あるいは中国、こういうふうなことで、いま開発を進めておられますけれども、これはやはり、民間がやるというれば、先ほど言つたように、経済性の問題、あるいは炉に対する自分たちの最も適切な問題、こういうふうなことで、個々別々にそれがなされていく。そうして、わが国においては炉開発懸

し、協調してその推進に當たることを期待してゐるわけでありまして。民間の電気業界におきましても、原子力委員会の立てられたその方針というものが十分こたえて、そうしてただいまのところ、百四、五十万キロワットが大体昭和四十五、六、七、八の間に完成できるだろうという見通しになつております。このように原子力委員会が決定いたしました長期計画は、それ自体、民間の事業者に強制してやらせるという法的な権限はございませぬけれども、実質的に委員会の定められた方針の線に沿つた計画を立てて、そうして推進していく、監督官庁であります通産省並びに私どものほうでも、その実施をより有効にできるように側面的な助成措置等を考へていくということを進めておるのが実情であります。仮定の問題であります。そういう計画を立てても、なおかつ民間がその期待にこたえないということがありますとどうなるかということでありまして、現在のところでは、少なくとも私どもの委員会のほうで立てました政策に沿つてやつていただいておりますというふうな考へております。

談会ですか。こういうところで、まず実証炉、あるいは新型転換炉、高速炉というようなかっこうで、段階的にこれを開発する。これはいつのことかわかりませんよ。十年以内にはいか、五年以内にはいかと言われても、事実、政府のいまの取り組み方がそういう実態であるならば、これはどこでやるか。先般あなた、原子力商船の問題です。ああいう問題で、一つは頭を打っているのですよ。民間でやろうとしても、そういう単価ではできませんと拒否された。そういう状態が現状にある。そこで、先ほど冒頭に言ったように、原子力行政というものをどこが担当して真剣に取り組もうとしているのか、そういう問題が非常に不明確であるから、これは適当な機会に再び掘り下げて質問をしたいと思っています。

で、それはけっこうですが、ただ問題は、この核燃料開発問題について、特にせつかく、いま公社が、十年間延ばして、各所で探鉱をやるために努力する。しかし、ウラン鉱は、結局外国に依存しなければならぬ、実用化の中で、そういういまの実態だと思ふのです。いまおそらく、先ほど言ったように、軽水炉を使う。軽水炉は濃縮ウランでやる、アメリカに依存するのだ、こういうかっこうになってきているわけですね。そうすると、そういう意味において、今後燃料の確保と、それから炉の開発、それから実用化の開発の主体、こういうものを、どういうかっこうで求めていくかとするのか、その点ひとつ伺ひしておきたいと思っています。

○政府委員(村田浩君) 先ほどの私の答弁で若干不十分なところがあったかと思うのですが、原子力委員会が決定された長期計画の中では、開発規模、それと、その実施主体について民間の電気事業者の協力によることを期待することのほかに、昭和四十五年ごろまでの期間における原子力発電の炉型は、いわゆるコールドホール改良型といわれる天然ウランガス冷却型と、それからただいま二号炉、三号炉等で問題になっております軽水冷却炉型というものをはつきり打ち出してご

ざいます。ですから、その範囲で民間の電気事業者が計画を立てられ、その線に沿って計画を進めるのを促進するようにいたしたい。

それから昭和四十六年以降につきましては、規模としては、合計して六百万ないし八百五十万キロワット、今日から見ますとやや少ないかと思いますが、一応その規模を打ち出しまして、それを實現するための炉型につきましては、四十五年までに開発されます炉型の改良といいますが、そういつた、つまり軽水型、あるいは天然ウランガス冷却型というものが主流を占めるが、しかし、それに若干のいわゆる新型炉というものが加わっていくという考え方を示しておるわけでありませう。

この線からも考えまして、原子力委員会の動力炉開発懇談会で、その場合の新型炉はどのようなものであるかというところをいろいろ検討していただいたわけでありませう。ただいまの長期計画の線では、いままゝと、その新型炉といわれるもの、これまた海外から買ってきて入れてもよいような形になるわけでありませうけれども、それでは国内の実際の自主開発という、技術的水準の向上等をはかる意味の政策が実現できませんので、新型炉につきましては、幾つかの炉型というわけにはまいりませう。最もわが国として適切と思われる炉型を選びまして、これを国のプロジェクトとして開発していく、もちろん、将来のものである高速炉についてもプロジェクトとして自主的に開発していく、これらが裏づけされて、将来の原子力発電の規模の拡大が実現できるようにしたいという考え方でも進めておるわけでございます。

○向井長年君 まあ、あんまりこれは了解できないことばかりで、もう少し、具体的な問題については、いずれ日をあらためてお聞きすることにいたします。時間がないうでございませうから終りますが、特にこれは通産省にも関係があるのですが、いわゆる燃料公社のやる、この十年間の延長に伴って、いま、通産省の重工業局ですか、と思うのですが、金属鉱物探鉱促進事業団ができておりますね。これは昭和三十八年にできた。こ

れもやはり、アルミとかその他の金属の開発ですよ。こういう地下資源の開発について、いま言うこの核物質の開発と、どういう協力体制をとっておるか。おれのところは核物質だけだ、そういうものは関係がない、というかっこうでやっているのか。この点、やはり地下資源の同じ開発でございませうが、これについて協力体制があるのかどうか。どういう関係にあるか、お聞きしたいと思ひます。これはどちらでもけっこうです。

○政府委員(村田浩君) 金属鉱物探鉱促進事業団法との関係でございますが、この事業団の設立の趣旨は、私どもの了解しますところでは、民間企業の行ないます金属鉱物の探鉱の経費を融資し、あるいは民間企業が探鉱を行なうための基礎的な資料を作成して、その業務の推進をはかるというような点でつくられたものであります。ところが、ウランあるいはトリウムという核原料物質については、これをみずから探鉱し開発してこういう民間の企業が現在ないわけでありませう。しかも、国の立場から見ますときには、将来に備えて国内にあるウラン資源を、核原料物質の賦存状況を十分把握しておく必要があるということから、ぜひやっておかなければならないという使命がございませう。そういう点から考えまして、特に金属鉱物探鉱促進事業団とは別に、この臨時措置法を延長しまして原子燃料公社に核原料物質の探鉱を十分にやらせたい。こういうふうに考えておるわけでありませう。

○向井長年君 今国会で、この金属鉱物探鉱促進事業団法の一部改正が出ていますので、したがって、これは衆議院を通つたと思ひますので、参議院に近く来ると思ひます。内容は、地質調査所が行なっているところの広域調査を行なうのが主眼だと思ひます。そういう中から、いままゝう、この核物質の探鉱を、燃料公社が、十年間延長して、掘り下げてやっていく、こういうことですが、こういう問題との関連ですね。特にその目的が、そういう形で地下資源の発掘のために広域的な調査をやるためにこの改正案が出ていますわ

けなんです。そういうものと、今回のこの核物質を開発する公社との協力体制、広域運営というのは、どう組み合わせられているかというところで、これは通産省の技術長さんのほうからでもけっこうですよ。通産省にも関係ございませうから。

○政府委員(村田浩君) この核原料物質開発促進臨時措置法によりまして、民間における探鉱を促進させるという意味で、奨励金といいますが、助成金を出そう、こういう規定がございませう。これによりまして、この法律ができました当初昭和三十一年から昭和三十三年までは、ある程度の奨励金を実際に予算に組みまして支出していったわけでありませうが、昭和三十三年までの経費で、民間のほうでこれを受けてやるところがないというところで、昭和三十八年以降は、この奨励金は全然予算計上されておらない状況でございませう。この状況から見ても、核原料物質の探鉱ということとは、やはり国の機関である原子燃料公社というところと、はつきりいたしているのじゃなからうか、こう考えておるわけでございます。

○向井長年君 委員長、もう一つ最後に。小さい問題ですが、本案の中で、現行法は「施行の日から十年以内に廃止するものとする」、こういう条項があるのです。今度の場合には、「昭和五十一年三月三十一日限り、その効力を失う」、こういう表現が使つてあるのです。これはどういふ違いですか、いままでのと。

○政府委員(村田浩君) 十年以内に廃止するといふのは、その実際の必要性が十年以内にもう消滅したときには、廃止法案を出しまして、廃止するといふことをやるわけでございます。この臨時措置法ができました昭和三十一年当時におきましては、そもそも核原料物質というものが、ウラン鉱あるいはトリウム鉱といふものが、国内にどのような、どういふふうにあるのかということも、全く未知の状況である、将来の見通しも全く立た

ないというような事情のときにスタートいたしまして、そういうようなことから、かつまた、臨時の、鉱業法の特例として設けたものでございますし、そういう意味で、通常の臨時措置法の形をとったわけでございます。今回延長するにあたりましては、すでに過去十年の経験というものの上に立って、そして今後の計画を相当はつきりした形で打ち出せる状況になっており、先ほど来御説明しましたように、十年間に約二万トンのウランを把握する、面積にして一万三千五百平方キロを精査していく、こういうことがはつきり出ておりますので、この計画を実施していくのに必要にして十分な期限があればよろしいだろう、こういうことで考えまして、十年後のこの会計年度の切れるところで失効させるというふうにしたわけであります。

○向井長年君　そうすると、十年で切れるが、場合によればまた延長する、こういうことも含ませているわけですか。

○政府委員(村田浩君)　現状におきましては、これをさらに延長する必要があるという判断に立っているわけであります。

○向井長年君　終わります。

○委員長(秋山長造君)　他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山長造君)　御異議ないと認めます。

それでは、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山長造君)　御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案の問題に供します。本案に御賛成の方の挙手を願います。

昭和四十一年四月二十三日印刷

昭和四十一年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

〔賛成者挙手〕

○委員長(秋山長造君)　全会一致と認めます。よって本案は、全会一致をもって、原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(秋山長造君)　御異議ないと認めます。さよう決定いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

(予備審査のための付託は二月二十二日)

一、核原料物質開発促進臨時措置法の一部を改正する法律案